京都市告示第683号

告示の一部を次のように改めます。

令和6年3月25日

京都市長 松井 孝治

1 平成30年9月28日京都市告示第313号(京都市京町家の保全及び継承に関する 条例に基づく重要京町家の指定)

変更前	変更後
京都市伏見区京町三丁目180番地の1	重要京町家の解体により所在地を削除

2 令和2年1月8日京都市告示第520号(京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定)

変更前	変更後
京都市下京区西新屋敷下之町12番地	重要京町家の解体により所在地を削除

3 令和2年11月18日京都市告示第426号(京都市京町家の保全及び継承に関する 条例に基づく重要京町家の指定)

変更前	変更後
京都市北区小山下総町18番地の20、18	重要京町家の解体により所在地を削除
番地の21及び18番地の22	

(都市計画局まち再生・創造推進室)